



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年12月26日月曜日 第2836号外 1

◇ 目 次 ◇ 条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例.....	(人事課)..... 1
愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例.....	(人事課職員厚生室).....46
愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....	(子育て支援課).....48
愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例.....	(警察本部運転免許課).....49

条 例

○愛媛県条例第51号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第18条の4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額413,800円</p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額50,600円</p> <p>(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額30,400円</p> <p>(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条の4 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第18条の4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額413,300円</p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額50,500円</p> <p>(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額30,300円</p> <p>(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条の4 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号</p>

に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第6号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5（特定幹部職員にあつては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額

3～5 省略

附 則

- 18 附則第15項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.9（特定幹部職員にあつては、100分の1.1）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第6号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の80（特定幹部職員にあつては、100分の100）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5（特定幹部職員にあつては、100分の47.5）を乗じて得た額の総額

3～5 省略

附 則

- 18 附則第15項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.8（特定幹部職員にあつては、100分の1）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の80（特定幹部職員にあつては、100分の100）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,138	192,428	228,766	262,092	288,190	318,907	363,174	408,847	459,338
	2	143,242	194,235	230,372	263,999	290,399	321,115	365,784	411,256	462,450
	3	144,446	196,042	231,877	265,806	292,708	323,424	368,294	413,766	465,462
	4	145,551	197,848	233,483	267,914	294,816	325,632	370,904	416,175	468,473
	5	146,655	199,455	234,989	269,721	296,823	327,841	372,911	418,082	471,484
	6	147,759	201,261	236,696	271,628	299,132	329,848	375,421	420,391	474,496
	7	148,863	203,068	238,201	273,535	301,441	332,057	377,729	422,499	477,507
	8	149,967	204,875	239,807	275,643	303,649	334,265	380,239	424,707	480,619
	9	151,071	206,582	241,213	277,751	305,757	336,373	382,748	426,715	483,329
	10	152,477	208,388	242,718	279,759	308,066	338,581	385,459	428,823	486,441
	11	153,782	210,195	244,324	281,867	310,274	340,689	388,069	430,931	489,452
	12	155,087	212,002	245,730	283,874	312,583	342,898	390,779	433,039	492,564
	13	156,392	213,407	247,235	285,882	314,691	344,805	393,188	434,745	495,274
	14	157,897	215,214	248,741	287,990	316,799	346,812	395,497	436,552	497,583
	15	159,403	216,921	250,046	289,997	319,007	348,920	397,705	438,560	499,892
	16	161,009	218,728	251,451	292,005	321,115	350,928	400,114	440,567	502,201
	17	162,314	220,434	252,957	294,013	323,223	352,735	401,921	442,475	504,309
	18	163,820	222,140	254,664	296,020	325,231	354,742	403,929	444,281	505,714
	19	165,325	223,747	256,370	298,128	327,339	356,549	405,836	446,088	507,220
	20	166,831	225,353	258,177	300,136	329,346	358,456	407,643	447,795	508,625
	21	168,236	226,858	259,783	302,143	331,254	360,464	409,550	449,602	509,830
	22	170,947	228,565	261,590	304,251	333,361	362,371	411,357	451,107	511,235
	23	173,557	230,171	263,296	306,259	335,369	364,379	413,164	452,513	512,741
	24	176,166	231,777	265,003	308,367	337,477	366,286	415,071	454,018	514,246
	25	178,877	233,082	267,010	310,174	338,983	368,294	416,878	455,424	515,350
	26	180,583	234,588	268,918	312,282	340,890	370,201	418,383	457,729	516,455
	27	182,290	235,993	270,724	314,390	342,797	372,209	419,889	458,033	517,659
	28	183,996	237,298	272,531	316,397	344,704	374,216	421,495	459,238	518,864
	29	185,502	238,603	274,238	318,304	346,411	375,722	423,101	460,242	519,868
	30	187,309	239,807	276,145	320,312	348,318	377,529	424,406	460,944	520,771
	31	189,115	240,811	278,052	322,420	350,225	379,336	425,711	461,748	521,674
	32	190,822	242,016	279,759	324,528	352,032	380,942	426,916	462,450	522,578

	33	192,428	243,321	281,465	325,933	353,939	382,748	428,120	463,153	523,381
	34	193,934	244,525	283,372	327,941	355,746	384,154	429,425	463,956	524,284
	35	195,439	245,730	285,179	329,848	357,553	385,659	430,730	464,659	524,987
	36	196,945	247,035	287,086	331,956	359,260	387,266	431,935	465,261	525,489
	37	198,250	247,938	288,692	333,863	360,665	388,671	433,139	465,763	526,191
	38	199,555	249,343	290,399	335,771	361,970	389,875	433,942	466,365	526,794
	39	200,860	250,749	292,206	337,778	363,375	391,080	434,745	466,967	527,597
	40	202,165	252,254	294,013	339,685	364,780	392,184	435,548	467,570	528,199
	41	203,470	253,660	295,719	341,593	366,085	393,288	436,151	468,071	528,701
	42	204,775	255,065	297,425	343,500	366,989	394,493	436,853	468,573	
	43	206,080	256,470	299,032	345,307	368,093	395,697	437,556	468,975	
	44	207,385	257,775	300,638	347,214	369,197	396,802	438,259	469,276	
	45	208,589	258,980	302,344	348,720	370,000	397,504	439,062	469,577	
	46	209,894	260,285	304,051	350,125	370,904	398,207	439,865		
	47	211,199	261,690	305,657	351,631	371,807	398,910	440,266		
	48	212,504	262,995	307,363	353,136	372,710	399,612	440,969		
	49	213,608	264,300	308,467	354,742	373,614	400,215	441,471		
	50	214,712	265,404	309,973	355,545	374,417	400,817	441,872		
	51	215,716	266,709	311,479	356,750	375,220	401,319	442,274		
	52	216,820	268,014	313,085	357,754	376,023	401,720	442,675		
	53	217,924	269,018	314,691	358,657	376,726	402,122	443,077		
	54	218,928	270,122	316,297	359,761	377,428	402,423	443,478		
	55	219,832	271,427	317,903	360,665	378,131	402,724	443,880		
	56	220,836	272,732	319,409	361,769	378,834	403,025	444,181		
	57	221,438	273,836	320,914	362,672	379,336	403,326	444,482		
	58	222,341	274,840	322,119	363,375	379,938	403,627	444,884		
	59	223,144	275,844	323,323	364,078	380,540	403,929	445,185		
	60	224,048	276,948	324,528	364,780	381,243	404,230	445,486		
再任	61	224,750	278,152	325,231	365,182	381,644	404,531	445,787		
用職	62	225,754	279,156	326,134	365,784	382,347	404,832			
員以	63	226,557	280,060	326,937	366,487	382,949	405,133			
外の	64	227,461	281,064	327,740	367,190	383,551	405,434			
職員	65	228,163	281,766	328,644	367,491	383,953	405,735			
	66	228,966	282,670	329,045	368,193	384,555	406,037			
	67	229,870	283,372	329,748	368,896	385,158	406,338			
	68	230,974	284,276	330,551	369,599	385,760	406,639			
	69	231,677	285,279	331,354	369,900	386,161	406,840			

70	232,379	286,083	332,057	370,502	386,663	407,141
71	232,981	286,886	332,759	371,205	387,165	407,442
72	233,785	287,689	333,462	371,807	387,767	407,743
73	234,588	288,492	333,964	372,108	388,069	407,944
74	235,290	288,994	334,566	372,710	388,470	408,245
75	235,993	289,395	335,068	373,413	388,872	408,546
76	236,595	289,897	335,670	374,015	389,273	408,747
77	237,298	289,997	335,971	374,417	389,574	408,948
78	238,101	290,399	336,473	374,919	389,875	409,249
79	238,904	290,600	336,875	375,521	390,177	409,550
80	239,607	291,001	337,377	376,023	390,478	409,751
81	240,309	291,202	337,778	376,525	390,678	409,951
82	241,012	291,403	338,280	377,127	390,980	410,253
83	241,715	291,804	338,782	377,629	391,281	410,554
84	242,417	292,105	339,284	377,930	391,482	410,754
85	243,019	292,406	339,585	378,332	391,682	410,955
86	243,722	292,708	339,987	378,834	391,983	
87	244,425	293,009	340,488	379,235	392,285	
88	245,127	293,410	340,890	379,637	392,485	
89	245,830	293,711	341,191	380,038	392,686	
90	246,332	294,113	341,593	380,540	392,987	
91	246,734	294,414	342,095	380,942	393,288	
92	247,235	294,816	342,496	381,343	393,489	
93	247,537	294,916	342,697	381,644	393,690	
94		295,117	343,098			
95		295,518	343,600			
96		295,920	344,002			
97		296,121	344,102			
98		296,422	344,604			
99		296,823	345,006			
100		297,225	345,307			
101		297,425	345,608			
102		297,727	346,009			
103		298,128	346,411			
104		298,429	346,812			
105		298,630	347,314			
106		298,931	347,716			

	107		299,333	348,117						
	108		299,634	348,519						
	109		299,835	349,021						
	110		300,236	349,422						
	111		300,638	349,723						
	112		300,939	350,025						
	113		301,039	350,526						
	114		301,340							
	115		301,641							
	116		302,043							
	117		302,244							
	118		302,444							
	119		302,746							
	120		303,047							
	121		303,448							
	122		303,649							
	123		303,950							
	124		304,251							
	125		304,552							
再任用職員		187,610	215,214	255,366	274,840	289,997	315,494	357,352	390,578	441,872

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第3項に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	165,526	181,286	207,886	248,038	291,905	318,505	347,214	382,146	423,603
	2	167,233	183,093	209,894	249,845	293,912	320,714	349,422	384,355	425,410
	3	169,039	184,899	211,902	251,652	296,020	323,022	351,731	386,463	427,317
	4	170,746	186,706	213,909	253,459	298,329	325,130	353,939	388,570	429,224
	5	172,252	188,614	215,917	255,165	300,136	327,439	355,947	390,377	430,630
	6	174,159	190,922	217,924	256,972	302,344	329,647	358,055	392,385	432,336
	7	175,966	193,231	219,932	258,578	304,452	331,956	360,263	394,192	433,942
	8	177,873	195,540	221,839	260,285	306,660	334,165	362,472	395,999	435,448
	9	179,579	197,748	223,947	261,690	308,668	336,072	364,379	397,805	437,054
	10	181,286	200,358	225,754	263,296	310,876	338,380	366,587	399,813	438,760
	11	182,992	202,867	227,561	264,601	313,185	340,589	368,695	401,821	440,367
	12	184,699	205,377	229,368	265,906	315,293	342,898	370,904	403,929	441,973
	13	186,606	207,686	231,275	267,512	317,401	344,905	372,911	405,635	443,077
	14	188,714	209,493	233,182	268,918	319,710	347,013	375,019	407,743	444,683
	15	190,822	211,299	235,089	270,022	321,918	349,222	377,228	409,751	446,490
	16	192,930	213,106	236,997	271,327	324,127	351,330	379,336	411,859	448,297
	17	195,138	215,013	238,603	272,330	326,034	353,538	381,042	413,565	449,903
	18	197,547	216,921	240,410	273,736	328,342	355,545	383,050	415,272	451,710
	19	199,956	218,828	242,216	275,141	330,450	357,653	384,957	416,978	453,516
	20	202,366	220,635	244,023	276,546	332,759	359,761	386,964	418,584	455,223
	21	204,875	222,341	245,629	277,851	334,767	361,669	388,771	420,291	456,829
	22	206,682	224,148	247,035	279,257	336,774	363,676	390,879	421,897	458,535
	23	208,489	225,955	248,239	280,562	338,882	365,684	392,987	423,302	460,141
	24	210,296	227,762	249,544	282,067	340,890	367,792	394,995	424,808	461,948
	25	212,203	229,468	250,849	283,272	342,898	369,599	396,701	426,113	463,454
	26	214,010	231,175	252,154	285,179	345,006	371,606	398,709	427,518	464,859
	27	215,817	232,881	253,459	287,187	347,013	373,614	400,817	429,024	466,365
	28	217,523	234,588	254,664	289,194	349,021	375,621	402,925	430,630	467,670
	29	219,430	235,993	255,868	291,102	351,028	377,529	404,431	431,935	468,874
	30	221,237	237,800	256,972	293,109	353,136	379,637	406,237	433,641	469,577
	31	223,044	239,607	258,277	294,916	355,144	381,745	407,944	435,348	470,280
	32	224,851	241,413	259,381	296,823	357,252	383,752	409,650	436,954	470,982

	33	226,557	242,819	260,084	298,630	358,858	385,659	411,357	438,359	471,484
	34	228,264	244,324	261,289	300,437	360,866	387,767	412,862	440,065	472,287
	35	229,970	245,629	262,393	302,344	362,773	389,875	414,469	441,772	472,990
	36	231,677	247,035	263,597	304,151	364,881	391,783	415,974	443,378	473,592
	37	233,082	248,340	264,501	305,958	366,788	393,489	417,279	444,783	473,893
	38	234,889	249,645	265,705	307,865	368,896	394,995	418,785	445,486	474,496
	39	236,696	250,849	266,709	309,772	370,904	396,300	420,291	446,189	474,998
	40	238,502	252,054	267,713	311,479	372,911	397,705	421,796	446,891	475,500
	41	239,908	253,258	268,918	313,386	374,919	398,910	423,302	447,293	476,001
	42	241,313	254,463	270,323	315,193	377,027	400,014	424,607	447,895	476,403
	43	242,618	255,567	271,628	317,100	379,135	401,018	425,912	448,598	476,805
	44	243,823	256,671	272,832	319,007	381,142	402,021	427,116	449,200	477,206
	45	245,127	257,575	273,937	320,714	382,849	403,226	428,120	450,003	477,507
	46	246,232	258,679	275,442	322,621	384,555	404,431	428,823	450,706	
	47	247,235	259,783	276,948	324,528	386,161	405,535	429,626	451,208	
	48	248,139	260,988	278,554	326,335	387,868	406,739	430,429	451,710	
	49	249,042	261,891	280,361	327,941	389,273	408,044	430,931	452,211	
	50	250,146	263,095	282,067	329,547	390,277	408,847	431,332	452,513	
	51	251,351	264,099	283,774	331,053	391,281	409,650	431,734	452,814	
	52	252,455	265,203	285,279	332,759	392,285	410,353	432,035	453,215	
	53	253,258	266,408	286,785	334,365	393,589	410,855	432,336	453,617	
	54	254,463	267,412	288,592	336,072	394,694	411,558	432,738	453,817	
	55	255,366	268,817	290,298	337,879	395,798	412,260	433,039	454,119	
	56	256,571	270,022	292,005	339,685	397,002	412,862	433,340	454,319	
	57	257,575	271,026	293,611	340,790	398,307	413,565	433,641	454,721	
	58	258,578	272,632	295,317	342,496	399,110	413,967	433,942	454,922	
	59	259,381	274,037	297,124	344,102	399,913	414,569	434,243	455,122	
	60	260,385	275,643	298,931	345,708	400,616	415,171	434,545	455,323	
	61	261,489	277,249	300,336	347,314	401,118	415,573	434,846	455,725	
	62	262,493	278,855	302,143	349,021	401,821	416,175	435,147		
	63	263,597	280,461	303,950	350,727	402,523	416,677	435,448		
	64	264,501	281,967	305,657	352,434	403,226	417,179	435,749		
	65	265,605	283,473	307,162	354,040	403,527	417,681	436,050		
	66	266,810	284,878	308,869	355,646	404,230	418,283	436,351		
	67	268,014	286,384	310,374	357,252	404,932	418,684	436,653		
	68	269,319	287,789	312,081	358,858	405,535	419,186	436,954		
再任	69	270,524	289,395	313,587	360,063	405,936	419,588	437,154		

用職	70	271,929	290,901	314,992	361,468	406,438	419,889	437,456		
員以	71	273,334	292,507	316,498	362,773	407,040	420,190	437,757		
外の	72	274,639	294,113	318,003	364,178	407,542	420,491	438,058		
職員										
	73	275,944	295,317	318,907	365,383	408,044	420,792	438,259		
	74	277,349	296,723	320,513	366,587	408,446	421,094	438,560		
	75	278,755	298,228	322,019	367,892	408,948	421,395	438,861		
	76	279,959	299,734	323,725	369,197	409,450	421,696	439,162		
	77	281,164	300,838	325,532	370,502	409,951	421,897	439,363		
	78	282,368	302,344	327,238	371,707	410,453	422,198	439,664		
	79	283,573	303,649	328,844	372,911	411,056	422,499	439,965		
	80	284,677	305,155	330,450	374,116	411,558	422,800	440,266		
	81	285,781	306,560	332,157	375,320	411,959	423,001	440,467		
	82	286,986	307,965	333,863	376,525	412,561	423,302	440,768		
	83	288,291	309,270	335,469	377,629	413,063	423,603	441,069		
	84	289,596	310,676	337,176	378,834	413,264	423,804	441,370		
	85	290,800	311,780	338,581	379,938	413,565	424,005	441,571		
	86	292,005	313,285	340,087	380,540	414,067	424,306			
	87	293,109	314,590	341,593	381,042	414,368	424,607			
	88	294,314	316,096	343,098	381,644	414,669	424,808			
	89	295,418	317,602	344,403	382,247	414,970	425,008			
	90	296,622	319,108	345,608	382,849	415,372	425,310			
	91	297,727	320,513	346,913	383,451	415,773	425,611			
	92	298,931	322,019	348,218	384,053	416,175	425,811			
	93	299,634	323,323	349,623	384,355	416,476	426,012			
	94	300,939	324,628	351,129	384,856					
	95	302,043	326,034	352,634	385,459					
	96	303,348	327,339	354,140	385,961					
	97	304,452	328,543	355,445	386,362					
	98	305,657	329,848	356,650	386,764					
	99	306,861	331,153	357,754	387,366					
	100	308,066	332,458	358,958	387,868					
	101	309,270	333,863	360,063	388,269					
	102	310,274	334,767	361,167	388,771					
	103	311,378	335,871	362,271	389,374					
	104	312,382	337,076	363,475	389,875					
	105	313,185	338,180	364,680	390,177					
	106	313,787	339,284	365,182	390,578					

107	314,390	340,288	365,784	391,080					
108	315,092	341,392	366,387	391,381					
109	315,594	342,596	366,989	391,682					
110	316,096	343,600	367,491	392,184					
111	316,598	344,604	367,993	392,686					
112	317,200	345,507	368,494	393,188					
113	318,003	346,411	368,896	393,489					
114	318,706	347,314	369,298	393,991					
115	319,409	348,318	369,900	394,493					
116	320,111	349,322	370,402	394,995					
117	320,714	350,326	370,803	395,296					
118	321,517	350,828	371,305	395,798					
119	322,219	351,430	371,907	396,300					
120	323,022	352,032	372,409	396,802					
121	323,625	352,333	372,510	397,203					
122	323,926	352,735	373,112	397,705					
123	324,428	353,237	373,614	398,107					
124	324,930	353,638	374,015	398,608					
125	325,231	354,040	374,517	399,010					
126		354,441	375,019						
127		354,943	375,521						
128		355,345	376,023						
129		355,746	376,324						
130			376,826						
131			377,328						
132			377,830						
133			378,131						
134			378,633						
135			379,034						
136			379,436						
137			379,737						
138			380,239						
139			380,741						
140			381,243						
141			381,544						
再任用職員	241,614	253,359	257,474	288,893	305,456	319,609	343,299	378,532	410,253

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第3条関係)

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	142,238	192,127	279,056	330,752	389,173
	2	143,342	194,737	281,465	332,960	392,084
	3	144,547	197,146	283,874	335,168	394,794
	4	145,651	199,555	286,283	337,176	397,605
	5	146,755	202,064	288,592	339,083	399,813
	6	148,060	204,373	290,800	341,191	402,523
	7	149,365	206,682	292,808	343,299	405,234
	8	150,670	208,890	294,816	345,307	407,944
	9	151,774	210,998	297,024	347,214	410,554
	10	153,481	213,307	299,634	349,222	413,164
	11	155,087	215,817	302,244	351,330	415,874
	12	156,693	218,125	305,054	353,337	418,684
	13	158,198	220,334	307,263	355,345	421,294
	14	160,106	222,743	309,873	357,252	424,005
	15	162,013	225,152	312,382	359,059	426,815
	16	164,020	227,561	315,193	360,966	429,526
	17	165,827	229,870	317,803	362,873	432,035
	18	168,036	232,680	320,011	364,780	434,645
	19	170,244	235,591	322,219	366,688	437,154
	20	172,352	238,502	324,327	368,695	439,764
	21	174,560	241,012	326,636	370,301	442,274
	22	176,969	243,722	328,644	372,309	444,884
	23	179,278	246,232	330,651	374,116	447,494
	24	181,587	248,942	332,659	376,023	450,003
	25	183,695	251,652	334,767	377,529	452,211
	26	185,903	254,061	336,674	379,235	454,520
	27	188,011	256,370	338,481	381,142	457,030
	28	190,119	258,578	340,388	383,050	459,539
	29	192,227	261,289	342,295	384,856	462,049
	30	194,034	263,497	344,002	386,764	464,558
	31	195,841	265,404	345,507	388,671	467,068
	32	197,547	267,512	347,214	390,578	469,577

	33	199,354	269,419	348,619	392,184	471,886
	34	201,261	271,427	350,025	393,991	474,295
	35	203,169	273,535	351,530	395,597	476,704
	36	205,076	275,442	353,036	397,404	479,214
	37	206,782	277,349	354,341	398,608	481,623
	38	208,690	278,855	355,746	400,114	484,132
	39	210,597	280,060	357,051	401,520	486,541
	40	212,504	281,565	358,456	402,925	489,051
	41	214,411	282,971	359,260	404,330	491,360
	42	216,318	283,975	360,364	405,635	493,568
	43	218,226	284,978	361,568	407,141	495,776
	44	220,133	285,982	362,672	408,747	497,985
	45	221,839	286,685	363,877	410,152	499,691
	46	223,747	287,889	365,082	411,357	501,197
	47	225,553	289,094	366,387	412,963	502,803
	48	227,360	290,298	367,491	414,569	504,309
	49	229,067	291,704	368,595	415,874	506,015
	50	230,874	293,009	369,900	417,279	507,420
	51	232,580	294,113	371,205	418,785	508,826
	52	234,286	295,217	372,510	420,190	510,331
	53	235,792	296,422	373,212	421,596	511,436
	54	237,599	297,626	374,216	423,001	512,640
	55	239,305	298,931	375,120	424,406	513,845
	56	240,912	300,035	376,123	425,811	515,049
	57	242,317	301,140	376,926	426,916	515,953
	58	243,521	302,244	377,729	428,221	516,957
	59	244,525	303,448	378,432	429,626	517,960
再任	60	245,629	304,653	379,135	430,931	518,964
用職	61	246,734	305,556	379,737	431,734	520,068
員以	62	247,838	306,660	380,440	432,637	520,972
外の	63	248,741	307,765	381,343	433,641	521,674
職員	64	249,845	308,869	382,247	434,545	522,377
	65	251,050	309,873	382,849	435,448	523,180
	66	252,154	310,977	383,652	436,251	523,983
	67	253,258	311,981	384,455	436,853	524,786
	68	254,162	312,984	385,258	437,656	525,589

69	255,065	314,089	385,860	438,058	526,292
70	256,470	315,092	386,563	438,660	527,095
71	257,976	316,197	387,266	439,162	527,898
72	259,381	317,301	387,968	439,664	528,701
73	260,787	318,003	388,671	440,166	529,404
74	262,192	319,007	389,273		
75	263,597	320,111	389,875		
76	264,702	321,216	390,578		
77	265,806	322,320	391,281		
78	267,010	323,323	391,883		
79	268,315	324,227	392,485		
80	269,419	325,130	393,088		
81	270,825	326,235	393,690		
82	272,130	327,038	394,292		
83	273,435	327,740	394,894		
84	274,639	328,543	395,497		
85	275,743	329,045	395,999		
86	276,848	329,547	396,501		
87	278,152	330,049	397,002		
88	279,357	330,551	397,705		
89	280,361	330,852	398,107		
90	281,565	331,354			
91	282,670	331,856			
92	283,874	332,358			
93	284,878	332,659			
94	285,882	333,060			
95	286,886	333,562			
96	287,889	334,064			
97	288,391	334,566			
98	289,295	335,068			
99	289,997	335,570			
100	290,901	336,072			
101	291,804	336,574			
102	292,507	337,076			
103	293,209	337,577			
104	293,912	338,079			

	105	294,615	338,581			
	106	295,117	338,983			
	107	295,619	339,485			
	108	296,121	339,886			
	109	296,321	340,388			
	110	296,723	340,790			
	111	297,024	341,292			
	112	297,325	341,693			
	113	297,626	342,195			
	114	297,927	342,596			
	115	298,228	343,098			
	116	298,530	343,500			
	117	298,831	344,002			
	118	299,232	344,403			
	119	299,533	344,805			
	120	299,935	345,206			
	121	300,236	345,608			
再任用職員		217,523	258,880	283,774	326,335	385,057

備考 この表は、研究所に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 (第3条関係)

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	246,131	331,755	397,002	472,388
	2	248,641	334,767	399,913	474,697
	3	251,150	337,678	402,824	476,905
	4	253,660	340,689	405,635	479,214
	5	255,969	343,399	408,345	481,522
	6	259,783	346,712	411,056	483,731
	7	263,597	349,824	413,866	485,939
	8	267,412	352,936	416,577	488,147
	9	271,026	355,847	419,086	490,155
	10	275,041	358,758	421,796	492,263
	11	279,056	361,869	424,507	494,371
	12	283,071	365,082	427,217	496,479
	13	286,886	368,093	429,626	498,587
	14	290,901	371,707	432,135	500,695
	15	294,816	374,919	434,545	502,803
	16	298,730	378,633	437,054	504,911
	17	302,545	382,247	439,262	507,019
	18	306,159	384,957	441,672	509,026
	19	309,672	387,767	444,081	511,034
	20	313,285	390,478	446,490	513,042
	21	316,899	393,389	448,297	514,849
	22	320,613	395,999	450,706	516,655
	23	324,127	398,608	453,115	518,563
	24	327,640	401,018	455,424	520,470
	25	331,153	403,326	457,532	522,176
	26	333,964	405,635	459,840	523,983
	27	336,574	407,944	462,049	525,790
	28	339,184	410,253	464,357	527,597
	29	341,994	412,561	466,566	529,404
	30	344,102	414,669	468,874	531,210
	31	346,311	416,677	471,183	533,017
	32	348,720	418,785	473,392	534,824

	33	351,028	420,893	475,399	536,430
	34	353,437	422,800	477,507	538,237
	35	355,646	424,808	479,615	539,944
	36	358,155	426,815	481,723	541,750
	37	360,564	428,823	483,831	543,356
	38	362,974	430,830	485,638	544,963
	39	365,383	432,838	487,445	546,368
	40	367,591	434,846	489,252	547,974
	41	369,900	436,753	490,958	549,480
	42	371,305	438,560	492,765	550,885
	43	372,811	440,266	494,572	552,290
	44	374,216	442,073	496,379	553,595
	45	375,722	443,980	497,985	554,800
	46	377,127	445,787	499,691	555,804
	47	378,633	447,594	501,498	556,807
再任	48	380,139	449,300	503,305	557,811
用職	49	381,343	451,107	504,911	558,815
員以	50	382,347	452,814	506,216	559,718
外の	51	383,351	454,621	507,521	560,622
職員	52	384,254	456,427	508,826	561,525
	53	385,258	458,335	510,030	562,328
	54	386,161	459,539	511,335	563,232
	55	387,065	460,744	512,640	564,135
	56	387,968	461,948	513,945	565,039
	57	388,872	463,153	514,949	565,942
	58	389,775	464,157	515,752	566,845
	59	390,578	465,160	516,555	567,749
	60	391,381	466,164	517,358	568,451
	61	392,084	466,967	518,261	569,355
	62	392,586	467,670	519,064	570,258
	63	392,987	468,373	519,968	571,162
	64	393,489	469,075	520,771	572,065
	65	393,790	469,778	521,674	572,969
	66		470,481	522,578	
	67		471,183	523,280	
	68		471,886	524,184	

69			472,287	525,087	
70			472,990	525,890	
71			473,693	526,794	
72			474,395	527,697	
73			474,797	528,500	
74			475,399	529,404	
75			476,102	530,307	
76			476,805	531,010	
77			477,206	531,813	
78			477,808	532,716	
79			478,411	533,620	
80			478,912	534,523	
81			479,515	535,326	
82			480,017	536,229	
83			480,519	537,133	
84			481,020	538,036	
85			481,422	538,839	
86			482,024	539,743	
87			482,426	540,646	
88			482,928	541,550	
89			483,430	542,353	
90			484,032		
91			484,634		
92			485,036		
93			485,538		
94			486,140		
95			486,742		
96			487,344		
97			487,846		
再任用職員		296,522	339,083	393,690	466,967

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	147,056	185,100	220,635	246,834	279,156	326,736	371,707
	2	148,462	186,706	222,241	248,239	281,164	328,744	374,417
	3	149,867	188,312	223,847	249,444	283,372	330,952	377,027
	4	151,272	189,918	225,453	250,849	285,480	333,161	379,737
	5	152,477	191,424	226,858	252,054	287,689	335,168	382,146
	6	154,284	193,030	228,464	253,258	289,797	337,377	384,856
	7	155,990	194,636	229,970	254,463	291,905	339,485	387,466
	8	157,696	196,142	231,576	255,567	294,013	341,693	390,177
	9	159,403	197,748	232,881	256,872	296,020	343,600	392,285
	10	161,109	199,455	234,387	257,876	298,228	345,708	394,593
	11	162,816	201,061	235,792	258,880	300,336	347,917	396,802
	12	164,623	202,767	236,997	259,883	302,545	350,025	399,010
	13	166,128	204,373	238,703	261,188	304,753	351,631	401,118
	14	168,036	205,979	240,108	262,694	306,660	353,638	403,126
	15	170,043	207,585	241,313	264,300	308,768	355,545	405,133
	16	171,950	209,191	242,718	265,806	310,776	357,553	407,241
	17	173,858	210,697	243,823	267,311	312,884	359,460	409,048
	18	175,765	212,303	245,027	269,118	314,892	361,468	411,056
	19	177,572	214,010	246,232	270,925	317,000	363,475	412,963
	20	179,479	215,716	247,436	272,732	319,108	365,483	415,071
	21	181,386	217,021	248,842	274,539	321,015	367,290	416,878
	22	182,892	218,527	249,845	276,346	323,022	369,298	418,484
	23	184,398	219,932	250,849	278,152	324,930	371,406	420,090
	24	185,903	221,438	251,953	279,859	326,937	373,513	421,596
	25	187,509	222,843	253,158	281,666	328,844	374,919	423,101
	26	189,015	224,248	254,563	283,573	330,752	376,726	424,406
	27	190,521	225,553	255,969	285,480	332,759	378,532	425,711
	28	191,926	226,858	257,474	287,287	334,767	380,239	427,016
	29	193,432	228,264	258,880	289,295	336,273	382,046	428,321
	30	194,737	229,669	260,586	291,102	338,079	383,551	429,526
	31	196,042	231,175	262,292	292,908	339,786	385,158	430,730
	32	197,347	232,580	263,899	294,816	341,593	386,864	431,834
	33	198,752	233,885	265,404	296,522	343,299	388,169	433,039

	34	200,157	235,190	267,211	298,228	345,106	389,474	434,243
	35	201,563	236,194	268,918	300,035	347,013	390,779	435,448
	36	202,968	237,499	270,624	301,842	348,820	391,983	436,653
	37	204,072	238,904	272,130	303,348	350,627	393,088	437,957
	38	205,377	240,209	273,836	305,054	352,333	394,292	438,760
	39	206,682	241,313	275,543	306,660	353,939	395,396	439,162
	40	207,987	242,618	277,149	308,266	355,646	396,501	439,865
	41	209,191	243,923	278,855	310,073	356,850	397,304	440,367
	42	210,396	245,127	280,461	311,780	357,955	398,107	440,768
	43	211,601	246,332	282,168	313,386	359,159	398,910	441,170
	44	212,805	247,436	283,874	315,092	360,364	399,713	441,571
	45	214,010	248,540	285,380	316,197	361,568	400,114	441,973
	46	215,114	249,946	287,086	317,602	362,371	400,716	442,374
	47	216,118	251,451	288,793	319,108	363,576	401,218	442,776
	48	217,222	252,857	290,399	320,714	364,680	401,620	443,077
	49	218,226	254,463	291,804	322,119	365,684	402,021	443,378
	50	219,229	255,868	293,410	323,424	366,688	402,323	443,779
	51	220,133	257,273	294,816	324,628	367,691	402,624	444,081
	52	221,137	258,578	296,422	325,933	368,695	402,925	444,382
	53	221,739	259,683	297,827	327,038	369,498	403,226	444,683
	54	222,642	261,088	299,333	328,041	370,301	403,527	
再任	55	223,345	262,493	300,738	329,146	371,205	403,828	
用職	56	224,349	263,798	302,244	330,149	372,108	404,129	
員以	57	225,051	264,802	303,448	330,651	372,610	404,431	
外の	58	225,955	266,107	304,653	331,555	373,413	404,732	
職員	59	226,658	267,412	305,857	332,358	374,216	405,033	
	60	227,461	268,717	307,263	333,261	375,019	405,434	
	61	228,364	269,620	308,568	334,064	375,421	405,635	
	62	229,167	270,825	309,772	334,365	376,123	405,936	
	63	230,070	272,130	311,077	334,968	376,826	406,237	
	64	231,175	273,435	312,282	335,670	377,529	406,539	
	65	231,777	274,438	313,687	336,273	377,930	406,739	
	66	232,580	275,543	314,490	336,975	378,532		
	67	233,383	276,546	315,293	337,678	379,235		
	68	234,186	277,651	316,096	338,380	379,837		
	69	234,889	278,755	316,698	339,083	380,239		

70	235,591	279,759	317,401	339,585	380,741
71	236,294	280,863	318,104	340,187	381,243
72	236,896	281,967	318,706	340,790	381,745
73	237,599	282,770	319,409	341,091	382,347
74	238,402	283,473	319,609	341,693	382,849
75	239,205	283,975	320,212	342,195	383,451
76	239,908	284,778	320,814	342,797	384,053
77	240,510	285,581	321,416	343,299	384,555
78	241,112	286,183	321,918	343,801	385,057
79	241,715	286,785	322,420	344,303	385,559
80	242,317	287,387	322,922	344,704	386,061
81	242,618	288,090	323,524	345,006	386,362
82	243,019	288,592	324,026	345,307	386,864
83	243,421	288,994	324,428	345,708	387,266
84	243,823	289,395	324,930	346,009	387,667
85	244,224	289,596	325,431	346,511	388,069
86		289,797	325,833	346,812	
87		289,997	326,034	347,114	
88		290,198	326,435	347,415	
89		290,600	326,837	347,816	
90		290,800	327,238	348,117	
91		291,001	327,640	348,519	
92		291,202	328,041	348,820	
93		291,603	328,342	349,222	
94		291,804	328,543	349,523	
95		292,005	328,945	349,824	
96		292,306	329,246	350,125	
97		292,708	329,447	350,426	
98		293,009	329,748	350,828	
99		293,209	330,049	351,229	
100		293,511	330,350	351,631	
101		293,812	330,551	352,133	
102		294,013	330,852	352,534	
103		294,213	331,254	352,936	
104		294,514	331,454	353,337	
105		294,816	331,555	353,839	

	106			331,856				
	107			332,257				
	108			332,458				
	109			332,659				
	110			333,060				
	111			333,462				
	112			333,863				
	113			334,064				
再任用職員		188,614	215,315	243,622	257,073	282,368	323,223	365,583

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

八 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	160,708	188,312	236,896	259,883	285,179	330,049	374,718
	2	162,113	190,420	238,703	260,887	286,986	332,157	377,328
	3	163,619	192,528	240,510	261,791	288,793	334,265	380,038
	4	165,024	194,536	242,317	262,895	290,700	336,473	382,648
	5	166,530	196,644	243,722	263,698	292,507	338,581	384,856
	6	168,036	198,953	245,027	264,702	294,314	340,689	387,266
	7	169,541	201,261	246,232	265,505	296,221	342,898	389,574
	8	171,047	203,570	247,537	266,508	298,028	345,006	391,883
	9	172,352	205,979	248,641	267,613	299,935	346,612	393,891
	10	174,058	207,385	249,745	268,416	301,842	348,619	395,999
	11	175,665	208,790	250,648	269,520	303,649	350,526	398,207
	12	177,271	210,195	251,552	270,724	305,556	352,534	400,516
	13	178,776	211,601	252,857	272,029	307,263	354,542	402,423
	14	180,784	213,106	253,961	273,334	308,869	356,650	404,431
	15	182,791	214,612	254,764	274,539	310,676	358,758	406,639
	16	184,799	215,817	255,768	276,045	312,482	360,765	408,847
	17	187,007	217,222	256,571	277,349	314,289	362,773	410,855
	18	189,115	218,728	257,474	278,755	315,895	364,780	413,063
	19	191,223	220,233	258,478	279,959	317,602	366,888	415,272
	20	193,331	221,739	259,381	281,365	319,308	368,996	417,380
	21	195,439	223,144	260,285	282,971	320,814	370,703	419,287
	22	197,648	224,851	261,289	284,577	322,320	372,811	421,194
	23	199,856	226,557	262,192	286,083	323,926	374,919	423,001
	24	202,064	228,264	263,196	287,488	325,431	376,926	424,908
	25	204,072	229,669	264,400	288,793	327,038	378,934	426,615
	26	205,377	231,375	265,705	290,600	328,443	380,540	428,221
	27	206,682	233,082	266,910	292,406	329,949	382,447	429,927
	28	207,987	234,788	268,215	294,113	331,555	384,355	431,533
	29	209,191	236,394	269,419	295,719	332,860	386,161	432,838
	30	210,396	237,800	270,925	297,325	334,365	387,868	434,143
	31	211,701	239,105	272,531	298,931	335,771	389,775	435,749
	32	212,905	240,209	273,937	300,638	337,276	391,582	437,255
	33	214,210	241,514	275,543	302,043	338,882	393,288	438,961

34	215,515	242,618	277,048	303,549	340,388	394,995	440,567
35	216,820	243,521	278,353	305,155	341,994	396,802	441,973
36	218,125	244,626	279,658	306,761	343,500	398,508	443,378
37	219,531	245,730	281,264	308,266	345,206	400,114	444,482
38	220,936	246,834	282,670	309,672	346,812	401,821	445,787
39	222,241	247,737	284,175	311,178	348,318	403,627	447,092
40	223,646	248,842	285,581	312,784	349,924	405,434	448,497
41	224,650	249,544	287,187	314,390	351,129	406,940	449,501
42	226,055	250,448	288,692	315,795	352,634	408,446	450,204
43	227,461	251,351	290,198	317,200	354,140	409,951	451,007
44	228,866	252,254	291,804	318,706	355,545	411,256	451,609
45	230,070	253,057	293,109	319,710	357,152	412,361	452,513
46	231,476	254,061	294,514	321,115	358,155	413,465	453,215
47	232,781	254,965	296,020	322,520	359,661	414,569	454,018
48	234,086	255,969	297,526	324,026	360,966	415,773	454,821
49	235,190	256,972	298,831	325,130	362,371	417,078	455,524
50	236,294	258,177	300,136	326,536	363,777	418,183	456,227
51	237,298	259,381	301,441	327,841	365,082	419,387	456,929
52	238,402	260,586	302,846	329,146	366,487	420,491	457,732
53	239,506	261,690	304,352	330,551	367,993	421,696	458,535
54	240,610	263,196	305,657	331,956	369,197	422,700	459,338
55	241,614	264,601	307,062	333,361	370,301	423,804	460,041
56	242,618	266,007	308,467	334,666	371,506	424,908	460,744
57	243,521	267,613	309,471	335,570	372,610	426,012	461,547
58	244,525	269,219	310,676	336,875	373,513	426,514	
59	245,228	270,724	311,880	338,079	374,517	427,116	
60	246,232	272,230	313,285	339,384	375,521	427,518	
61	247,135	273,635	314,390	340,488	376,123	428,120	
62	248,139	275,141	315,695	341,392	376,926	428,622	
63	248,942	276,647	317,000	342,596	377,729	429,024	
64	249,946	277,952	318,204	343,901	378,532	429,526	
65	250,849	279,558	319,509	345,006	379,235	430,128	
66	251,853	281,064	320,814	346,210	379,938	430,529	
67	252,957	282,569	322,119	347,415	380,741	430,830	
68	253,861	284,075	323,424	348,519	381,444	431,132	
69	254,664	285,179	324,127	349,523	382,046	431,533	

	70	255,768	286,685	325,231	350,526	382,648
	71	256,872	288,190	326,335	351,631	383,351
	72	258,076	289,596	327,238	352,735	383,953
	73	259,482	290,800	328,543	353,538	384,656
	74	260,787	292,206	329,246	354,642	385,158
	75	262,092	293,511	330,350	355,746	385,760
	76	263,296	294,816	331,555	356,850	386,262
	77	264,300	296,321	332,659	357,553	386,663
	78	265,404	297,626	333,863	358,356	387,266
	79	266,709	298,831	334,968	359,159	387,767
	80	267,914	300,136	336,172	359,862	388,069
	81	269,018	300,838	337,276	360,464	388,370
	82	270,022	302,043	338,380	360,966	388,872
再任 用職 員以 外の 職員	83	271,126	303,147	339,384	361,568	389,273
	84	272,230	304,352	340,488	362,070	389,574
	85	273,033	305,456	341,392	362,672	389,875
	86	273,937	306,660	342,396	363,174	390,377
	87	275,041	307,865	343,299	363,777	390,879
	88	276,145	308,969	344,303	364,279	391,281
	89	277,149	310,274	345,307	364,680	391,582
	90	278,052	311,479	346,110	365,082	391,983
	91	278,956	312,683	346,913	365,684	392,485
	92	279,959	313,888	347,716	366,186	392,887
	93	280,963	314,691	348,318	366,487	393,288
	94	281,967	315,393	348,920	366,989	
	95	282,870	316,096	349,623	367,390	
	96	283,874	316,698	350,225	367,691	
	97	284,677	317,401	350,627	368,294	
98	285,480	317,702	351,028	368,796		
99	286,083	318,304	351,530	369,298		
100	286,986	319,007	351,932	369,799		
101	287,789	319,409	352,434	370,402		
102	288,592	320,011	352,835	370,904		
103	289,395	320,613	353,337	371,406		
104	290,198	321,216	353,739	371,807		
105	290,901	321,617	354,040	372,409		

106	291 403	322 ,119	354 ,542	372 ,911
107	291 905	322 ,621	354 ,943	373 ,413
108	292 406	323 ,123	355 244	373 915
109	292 607	323 524	355 ,746	374 ,517
110	292 908	323 926	356 248	374 919
111	293 ,109	324 227	356 ,750	375 421
112	293 511	324 528	357 252	375 923
113	293 812	324 930	357 ,754	376 525
114	294 ,013	325 331	358 256	
115	294 414	325 733	358 ,758	
116	294 715	326 ,034	359 ,159	
117	295 ,016	326 235	359 561	
118	295 317	326 536	359 962	
119	295 619	326 937	360 464	
120	296 ,020	327 ,138	360 966	
121	296 321	327 339	361 368	
122	296 723	327 640	361 869	
123	297 ,024	327 941	362 371	
124	297 425	328 242	362 873	
125	297 626	328 443	363 ,174	
126	297 827	328 744		
127	298 ,128	329 ,146		
128	298 530	329 346		
129	298 730	329 447		
130	299 ,032	329 748		
131	299 433	330 ,149		
132	299 835	330 350		
133	300 ,035	330 651		
134	300 336	331 ,053		
135	300 738	331 454		
136	301 ,039	331 856		
137	301 240	332 ,157		
138	301 541	332 558		
139	301 943	332 960		
140	302 244	333 361		
141	302 444	333 663		

142	302,846	334,064					
143	303,247	334,365					
144	303,549	334,767					
145	303,649	335,068					
146	303,950	335,469					
147	304,251	335,871					
148	304,653	336,273					
149	304,854	336,574					
150	305,054	336,975					
151	305,355	337,377					
152	305,657	337,778					
153	306,058	338,079					
154	306,259						
155	306,460						
156	306,761						
157	307,062						
158	307,363						
159	307,664						
160	307,965						
161	308,367						
162	308,668						
163	308,969						
164	309,270						
165	309,672						
166	309,973						
167	310,274						
168	310,575						
169	310,977						
再任用職員	235,190	255,567	262,794	273,033	289,395	326,636	371,205

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(扶養手当)</p> <p>第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。<u>ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政職9級職員等」という。)に対しては、支給しない。</u></p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>――</u></p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政職8級職員等」という。)にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。</p> <p>4 省略</p> <p>第9条 新たに職員となつた者に扶養親族(行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号の<u>いずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨――</u></p> <p>――を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合(行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)</p> <p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合及び行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合を除く。)</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族(行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合に</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については11,000円)とする。</p> <p>4 省略</p> <p>第9条 新たに職員となつた者に扶養親族――</p> <p>――がある場合又は職員に次の各号の<u>一に該当する――</u>事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合――</p> <p>――に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合――</p> <p>――を除く。)</p> <p>(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合(前号に該当する場合を除く。)</p> <p>(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合(第1号に該当する場合を除く。)</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族――がある場合に</p>

9級職員等以外の職員となつた場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職9級職員等以外のものが行政職9級職員等となつた場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職8級職員等及び行政職9級職員等以外のものが行政職8級職員等となつた場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

(勤勉手当)

第19条の4 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第6号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40（特定幹部職員にあつては、100分の50）を乗じて得た額の総額

3～5 省略

附 則

18 附則第15項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.85（特定幹部職員にあつては、100分の1.05）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

(勤勉手当)

第19条の4 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第6号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5（特定幹部職員にあつては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額

3～5 省略

附 則

18 附則第15項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.9（特定幹部職員にあつては、100分の1.1）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

(教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第19条の4 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第19条の4 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p>

(1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第5号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額

(2) 前項の教育職員のうち再任用教育職員 当該再任用教育職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額

3～5 省略

附 則

16 附則第13項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教育職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.9を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の90を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

(1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第5号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の80を乗じて得た額の総額

(2) 前項の教育職員のうち再任用教育職員 当該再任用教育職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額

3～5 省略

附 則

16 附則第13項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教育職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.8を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の80を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

中学校・小学校教育職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,789	171,750	260,988	290,098	407,442
	2	157,295	173,858	263,497	292,708	408,948
	3	158,801	175,966	265,806	295,619	410,453
	4	160,306	178,174	268,114	298,128	411,959
	5	162,013	180,182	270,724	300,638	413,364
	6	163,920	182,390	273,133	303,047	414,770
	7	165,727	184,598	275,342	305,355	416,275
	8	167,534	186,807	277,550	307,765	417,881
	9	169,341	189,115	279,859	310,174	419,287
	10	171,449	191,926	282,168	312,784	420,692
	11	173,456	194,636	284,577	315,494	422,097
	12	175,464	197,347	286,785	318,405	423,402
	13	177,471	200,258	289,194	320,914	424,707
	14	179,680	201,964	291,302	322,922	426,113
	15	181,888	203,671	293,209	324,930	427,518
	16	184,096	205,377	295,217	327,238	428,923
	17	186,405	207,184	297,425	329,447	430,128
	18	189,015	208,890	299,935	331,655	431,433
	19	191,525	210,597	302,444	333,964	432,637
	20	194,034	212,203	305,155	336,072	433,942
	21	196,544	214,010	307,463	338,380	435,046
	22	198,250	215,917	310,073	340,589	436,251
	23	199,956	217,824	312,382	342,898	437,556
	24	201,663	219,731	315,092	345,206	438,861
	25	203,169	221,438	317,702	347,114	440,166
	26	204,775	223,445	320,011	348,920	441,370
	27	206,381	225,453	322,420	350,828	442,374
	28	207,886	227,461	324,628	352,735	443,478
	29	209,593	229,368	326,937	354,542	444,683
	30	211,299	232,078	328,945	356,349	445,486
	31	213,006	234,788	331,153	358,055	446,289
	32	214,712	237,499	333,361	359,962	447,192

33	216,218	240,108	335,369	361,568	448,096
34	217,924	242,919	337,477	363,275	448,598
35	219,631	245,529	339,585	364,981	449,100
36	221,337	248,239	341,593	366,788	449,602
37	222,843	250,749	343,600	368,695	450,103
38	224,550	253,258	345,507	370,201	
39	226,256	255,768	347,515	371,707	
40	227,962	258,076	349,422	373,313	
41	229,569	260,787	351,229	374,517	
42	231,275	263,196	353,036	375,923	
43	232,881	265,404	354,843	377,328	
44	234,487	267,613	356,549	378,834	
45	236,194	269,821	358,356	380,339	
46	237,699	272,029	360,063	381,945	
47	239,105	274,238	361,568	383,551	
48	240,510	276,245	363,174	385,057	
49	241,915	278,554	364,479	386,463	
50	243,321	280,562	365,985	387,968	
51	244,826	282,469	367,591	389,474	
52	246,031	284,476	369,197	390,879	
53	247,135	286,283	370,703	392,084	
54	248,540	288,692	372,209	393,389	
55	249,745	291,001	373,714	394,493	
56	250,950	293,511	375,220	395,597	
57	252,154	295,619	376,726	397,002	
58	253,359	298,128	378,131	398,207	
59	254,463	300,437	379,536	399,412	
60	255,667	303,147	380,841	400,716	
61	257,073	305,556	381,745	401,921	
62	258,277	307,965	382,949	402,925	
63	259,482	310,475	384,154	404,330	
64	260,385	312,784	385,258	405,635	
65	261,389	315,092	386,161	406,840	
66	262,794	317,301	387,366	407,944	
67	264,200	319,409	388,370	409,148	
68	265,705	321,617	389,474	410,253	

	69	267,311	323,825	390,678	411,256
	70	268,817	325,933	391,682	412,461
	71	270,323	328,142	392,786	413,665
	72	271,728	330,149	393,991	414,870
	73	272,832	332,257	394,995	415,472
	74	274,037	334,365	396,099	416,275
	75	275,342	336,574	397,203	416,978
	76	276,546	338,782	398,307	417,480
再任					
用教	77	277,952	340,589	399,211	417,781
育職	78	279,056	342,496	400,114	418,183
員以	79	280,260	344,403	401,118	418,584
外の	80	281,465	346,210	402,122	418,986
教育					
職員	81	282,670	348,017	402,925	419,287
	82	283,573	349,824	403,728	419,688
	83	284,778	351,430	404,431	420,090
	84	285,982	353,237	405,234	420,391
	85	286,986	354,542	405,936	420,692
	86	287,889	356,148	406,739	421,094
	87	288,793	357,653	407,442	421,495
	88	289,797	359,159	408,145	421,796
	89	290,901	360,564	408,747	422,097
	90	291,804	361,869	409,450	422,399
	91	292,708	363,275	409,951	422,700
	92	293,611	364,680	410,654	422,900
	93	294,013	366,186	411,056	423,101
	94	294,715	367,491	411,457	
	95	295,418	368,796	411,758	
	96	296,221	370,000	412,059	
	97	297,024	371,004	412,361	
	98	297,827	372,008	412,662	
	99	298,630	373,012	412,963	
	100	299,333	374,015	413,164	
	101	300,236	374,919	413,364	
	102	300,738	375,923	413,665	
	103	301,240	376,926	413,967	
	104	301,742	377,930	414,167	

105	301,943	378,733	414,368
106	302,344	379,637	414,669
107	302,645	380,540	414,970
108	302,846	381,544	415,171
109	303,047	382,347	415,372
110	303,247	383,351	415,673
111	303,549	384,355	415,974
112	303,850	385,358	416,175
113	304,051	385,961	416,376
114	304,251	386,864	416,677
115	304,452	387,767	416,978
116	304,753	388,671	417,179
117	305,054	389,474	417,380
118	305,355	390,177	
119	305,657	390,980	
120	305,958	391,783	
121	306,058	392,385	
122	306,259	393,188	
123	306,560	393,891	
124	306,861	394,593	
125	307,062	395,196	
126		395,898	
127		396,400	
128		397,002	
129		397,705	
130		398,307	
131		398,809	
132		399,311	
133		399,612	
134		399,913	
135		400,215	
136		400,516	
137		400,817	
138		401,118	
139		401,419	
140		401,720	

	141		402,021			
	142		402,323			
	143		402,624			
	144		402,925			
	145		403,126			
	146		403,427			
	147		403,728			
	148		403,929			
	149		404,129			
	150		404,431			
	151		404,732			
	152		404,932			
	153		405,133			
	154		405,434			
	155		405,735			
	156		405,936			
	157		406,137			
再任用教育職員		225,252	271,327	298,429	324,829	405,936

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,528円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第4条関係)

高等学校等教育職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	155,789	200,258	329,447	417,681
	2	157,295	201,964	331,655	419,488
	3	158,801	203,671	333,964	421,294
	4	160,306	205,377	336,072	423,001
	5	162,013	207,184	338,380	424,507
	6	163,920	208,890	340,589	426,012
	7	165,727	210,597	342,898	427,919
	8	167,534	212,203	345,206	429,827
	9	169,341	214,010	347,114	431,634
	10	171,449	215,917	349,222	433,440
	11	173,456	217,824	351,430	435,348
	12	175,464	219,731	353,538	437,154
	13	177,471	221,438	355,646	438,861
	14	179,680	223,445	357,653	440,768
	15	181,888	225,453	359,661	442,575
	16	184,096	227,461	361,669	444,482
	17	186,405	229,368	363,475	446,189
	18	189,015	232,078	365,383	447,995
	19	191,525	234,788	367,390	449,802
	20	194,034	237,499	369,398	451,609
	21	196,544	240,108	371,104	453,215
	22	198,250	242,919	373,012	454,922
	23	199,956	245,529	374,919	456,829
	24	201,663	248,239	376,826	458,535
	25	203,169	250,749	378,231	460,242
	26	204,875	253,258	380,038	461,848
	27	206,582	255,768	381,845	463,454
	28	208,188	258,076	383,752	464,960
	29	209,693	260,787	385,659	466,465
	30	211,400	263,196	387,567	467,770
	31	213,106	265,404	389,474	469,075
	32	214,813	267,613	391,482	470,380

33	216,419	269,821	393,188	471,585
34	218,226	272,029	394,894	472,287
35	220,032	274,238	396,501	472,990
36	221,839	276,245	398,307	473,693
37	223,445	278,554	399,512	474,295
38	225,252	280,562	401,018	
39	227,059	282,469	402,423	
40	228,866	284,476	403,828	
41	230,572	286,283	405,535	
42	232,279	288,692	406,940	
43	233,885	291,001	408,245	
44	235,491	293,511	409,751	
45	237,097	295,619	411,357	
46	238,502	298,128	412,662	
47	239,807	300,437	414,167	
48	241,012	303,147	415,773	
49	242,518	305,556	417,480	
50	244,023	307,965	418,885	
51	245,228	310,475	420,491	
52	246,734	312,784	421,997	
53	247,938	315,092	423,703	
54	249,143	317,301	425,209	
55	250,548	319,409	426,815	
56	251,652	321,617	428,421	
57	252,957	323,825	429,927	
58	254,061	325,933	431,433	
59	255,165	328,142	432,637	
60	256,370	330,149	433,842	
61	257,675	332,257	435,046	
62	258,980	334,365	436,351	
63	260,385	336,574	437,656	
64	261,590	338,782	438,861	
65	262,895	340,689	440,065	
66	264,400	342,898	441,270	
67	265,906	345,006	442,475	
68	267,613	347,214	443,679	

	69	269,118	349,121	444,884
	70	270,524	351,028	446,088
	71	271,929	353,136	447,293
	72	273,334	355,144	448,497
	73	274,438	356,850	449,602
再任	74	275,844	358,758	450,204
用教	75	277,249	360,564	450,706
育職	76	278,454	362,472	451,208
員以				
外の	77	279,859	364,379	451,710
教育	78	281,064	366,085	
職員	79	282,268	367,792	
	80	283,473	369,398	
	81	284,577	370,904	
	82	285,781	372,409	
	83	286,986	373,915	
	84	288,190	375,320	
	85	289,395	376,425	
	86	290,499	377,830	
	87	291,603	379,235	
	88	292,808	380,540	
	89	294,013	381,845	
	90	295,117	383,150	
	91	296,321	384,355	
	92	297,526	385,659	
	93	298,228	386,964	
	94	299,232	388,069	
	95	300,336	389,374	
	96	301,541	390,578	
	97	302,545	391,983	
	98	303,649	392,987	
	99	304,653	394,091	
	100	305,757	395,095	
	101	306,660	395,999	
	102	307,765	397,002	
	103	308,869	398,107	
	104	309,873	399,211	

105	310 ,475	399 ,913
106	311 ,378	400 ,817
107	312 ,181	401 ,720
108	312 ,984	402 ,624
109	313 ,888	403 ,427
110	314 ,289	404 ,330
111	314 ,691	405 ,133
112	315 ,193	405 ,936
113	315 ,795	406 ,539
114	316 ,197	407 ,241
115	316 ,698	407 ,944
116	317 ,200	408 ,646
117	317 ,803	409 ,249
118	318 ,304	409 ,751
119	318 ,706	410 ,152
120	319 ,208	410 ,554
121	319 ,710	410 ,955
122	320 ,111	411 ,256
123	320 ,613	411 ,558
124	321 ,115	411 ,758
125	321 ,717	411 ,959
126	322 ,019	412 ,260
127	322 ,320	412 ,561
128	322 ,621	412 ,762
129	322 ,822	412 ,963
130	323 ,123	413 ,264
131	323 ,424	413 ,565
132	323 ,725	413 ,766
133	323 ,926	413 ,967
134	324 ,127	414 ,268
135	324 ,327	414 ,569
136	324 ,628	414 ,770
137	324 ,930	414 ,970
138	325 ,130	415 ,272
139	325 ,431	415 ,573
140	325 ,733	415 ,773

	141	325,933	415,974		
	142	326,134	416,275		
	143	326,435	416,577		
	144	326,636	416,777		
	145	326,937	416,978		
	146	327,138			
	147	327,439			
	148	327,740			
	149	327,941			
	150	328,142			
	151	328,443			
	152	328,744			
	153	328,945			
再任用教育職員		234,086	274,539	331,555	415,974

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,729円をそれぞれ加算した額とする。

第4条 教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤 勉 手 当)</p> <p>第19条の4 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第5号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の教育職員のうち再任用教育職員 当該再任用教育職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p> <p>附 則</p> <p>16 附則第13項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教育職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の0.85</u>を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>(勤 勉 手 当)</p> <p>第19条の4 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第5号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の教育職員のうち再任用教育職員 当該再任用教育職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p> <p>附 則</p> <p>16 附則第13項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教育職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の0.9</u>を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。</p>

(特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部改正)

第5条 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例(昭和28年愛媛県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(知 事 等 の 給 与)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>	<p>(知 事 等 の 給 与)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>

第6条 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(知 事 等 の 給 与)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一</p>	<p>(知 事 等 の 給 与)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一</p>

般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。

般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年愛媛県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																				
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>別表第1(第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>395,497</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>455,725</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>516,957</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>597,261</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>694,629</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;"><u>793,002</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>329,246</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>365,383</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>393,489</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>395,497</u>	2	<u>455,725</u>	3	<u>516,957</u>	4	<u>597,261</u>	5	<u>694,629</u>	6	<u>793,002</u>	号給	給料月額		円	1	<u>329,246</u>	2	<u>365,383</u>	3	<u>393,489</u>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>別表第1(第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>394,375</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>454,585</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>516,802</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>597,082</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>694,422</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;"><u>792,765</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>328,144</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>364,270</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>392,368</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>394,375</u>	2	<u>454,585</u>	3	<u>516,802</u>	4	<u>597,082</u>	5	<u>694,422</u>	6	<u>792,765</u>	号給	給料月額		円	1	<u>328,144</u>	2	<u>364,270</u>	3	<u>392,368</u>
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>395,497</u>																																																				
2	<u>455,725</u>																																																				
3	<u>516,957</u>																																																				
4	<u>597,261</u>																																																				
5	<u>694,629</u>																																																				
6	<u>793,002</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>329,246</u>																																																				
2	<u>365,383</u>																																																				
3	<u>393,489</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>394,375</u>																																																				
2	<u>454,585</u>																																																				
3	<u>516,802</u>																																																				
4	<u>597,082</u>																																																				
5	<u>694,422</u>																																																				
6	<u>792,765</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>328,144</u>																																																				
2	<u>364,270</u>																																																				
3	<u>392,368</u>																																																				

第8条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第9条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(職員の給与に関する条例等の適用除外等)

(職員の給与に関する条例等の適用除外等)

第 8 条 省略

第 8 条 省略

2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第 9 条の 3、第 17 条の 2 第 1 項、第 18 条の 3 及び第 19 条第 2 項の規定の適用については、同条例第 9 条の 3 中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年愛媛県条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、同条例第 17 条の 2 第 1 項中「（以下「管理職手当受給職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給職員」という。）及び任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第 18 条の 3 中「前条第 1 項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第 1 項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第 19 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 167.5」とする。

2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第 9 条の 3、第 17 条の 2 第 1 項、第 18 条の 3 及び第 19 条第 2 項の規定の適用については、同条例第 9 条の 3 中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年愛媛県条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、同条例第 17 条の 2 第 1 項中「（以下「管理職手当受給職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給職員」という。）及び任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第 18 条の 3 中「前条第 1 項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第 1 項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第 19 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 157.5」とする。

3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第 17 条の 2 第 1 項及び第 19 条第 2 項の規定の適用については、同条例第 17 条の 2 第 1 項中「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年愛媛県条例第 1 号）第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第 19 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 167.5」とする。

3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第 17 条の 2 第 1 項及び第 19 条第 2 項の規定の適用については、同条例第 17 条の 2 第 1 項中「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年愛媛県条例第 1 号）第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第 19 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 157.5」とする。

4 省略

4 省略

別表第 1（第 7 条関係）

別表第 1（第 7 条関係）

号給	給料月額
	円
1	<u>373,413</u>
2	<u>421,596</u>
3	<u>472,789</u>
4	<u>534,021</u>
5	<u>609,306</u>
6	<u>711,694</u>
7	<u>832,150</u>

号給	給料月額
	円
1	<u>372,298</u>
2	<u>420,466</u>
3	<u>472,648</u>
4	<u>533,862</u>
5	<u>609,124</u>
6	<u>711,481</u>
7	<u>831,901</u>

第 10 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(職員の給与に関する条例等の適用除外等)

(職員の給与に関する条例等の適用除外等)

第 8 条 省略

第 8 条 省略

2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第 9 条の 3、第 17 条の 2 第 1 項、第 18 条の 3 及び第 19 条第 2 項の規定の適用については、同条例第 9 条の 3 中「職員」とあるのは「職員及び一

2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第 9 条の 3、第 17 条の 2 第 1 項、第 18 条の 3 及び第 19 条第 2 項の規定の適用については、同条例第 9 条の 3 中「職員」とあるのは「職員及び一

般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）と、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給職員」という。）及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

- 3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

4 省略

般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）と、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給職員」という。）及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

- 3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

4 省略

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条並びに附則第4項から第6項までの規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後職員給与条例」という。）第18条の4及び別表第1から別表第4までの規定、第3条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の教育職員給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定、第7条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表第1及び別表第2の規定並びに第9条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表第1の規定は平成28年4月1日から、第1条改正後職員給与条例第19条の4及び附則第18項の規定、改正後の教育職員給与条例第19条の4及び附則第16項の規定、第5条の規定による改正後の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）第3条の規定、改正後の任期付職員条例第6条の規定並びに改正後の任期付職員条例第8条の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条改正後職員給与条例、改正後の教育職員給与条例、改正後の特別職給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年愛媛県条例第48号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）、第3条の規定による改正前の教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）、第5条の規定による改正前の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第7条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第9条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ、第1条改正後職員給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。）、改正後の教育職員給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。）、改正後の特別職給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「第2条改正後職員給与条例」という。）第8条第1項ただし書及び第9条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後職員給与条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして

人事委員会規則で定める職員（以下「行政職 8 級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 10,000円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち 1 人については 10,000円）、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち 1 人については 9,000円）」と、同条第 1 項中「扶養親族（行政職 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職 9 級職員等から行政職 9 級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第 1 号中「場合（行政職 9 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合及び行政職 9 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）」とあるのは

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）と、同項第 1 号中「場合（行政職 9 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第 1 号に該当する場合を

該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）と、同項第 2 号中「扶養親族（行政職 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政職 9 級職員等から行政職 9 級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職 9 級職員等以外の職員から行政職 9 級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号若しくは第 7 号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第 2 号中「扶養親族（行政職 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第 2 条改正後職員給与条例第 8 条第 1 項ただし書及び第 9 条第 3 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、第 2 条改正後職員給与条例第 8 条第 3 項及び第 9 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政職 8 級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第 2 号」とあるのは「、同項第 2 号」と、同条第 1 項中「扶養親族（行政職 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職 9 級職員等から行政職 9 級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（行政職 9 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び行政職 9 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 2 項中「扶養親族（行政職 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政職 9 級職員等から行政職 9 級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職 9 級職員等以外の職員から行政職 9 級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（行政職 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第 2 条改正後職員給与条例第 8 条第 1 項ただし書並びに第 9 条第 3 項第 3 号及び

第5号の規定は適用せず、第2条改正後職員給与条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）と、「が8級」とあるのは「が8級以上」と、「行政職8級職員等」とあるのは「行政職8級以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職9級職員等以外の職員から行政職9級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「行政職8級職員等が行政職8級職員等及び行政職9級職員等」とあるのは「行政職8級以上職員等が行政職8級以上職員等」と、同項第6号中「行政職8級職員等及び行政職9級職員等」とあるのは「行政職8級以上職員等」と、「が行政職8級職員等」とあるのは「が行政職8級以上職員等」とする。

（人事委員会規則への委任）

7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

○愛媛県条例第52号

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例

愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（失業者の退職手当）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 勤続期間6月以上で退職した職員（第6項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と _____ みなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者 _____ に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項 _____ の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者</p>	<p>（失業者の退職手当）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 勤続期間6月以上で退職した職員（第6項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際従事していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項<u>前段</u>の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者</p>

を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と _____
 _____ みなしたならば同法第37条の2
 第1項に規定する高年齢被保険者 _____ に該当するものが退職の日
 後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の
 支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につ
 き同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができ
 る高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、
 同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給す
 る。

6～9 省略

10 第1項、第2項及び第4項から前項までに定めるもののほか、
 第1項又は第2項の規定による退職手当の支給を受けることがで
 きる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、雇用保険法
 第36条、第37条及び第56条の3から第59条までの規定に準じて人
 事委員会規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる
 給付を、退職手当として支給する。

(1)～(5) 省略

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該
 当する行為をする者については、求職活動支援費

11 前項の規定は、第4項又は第5項の規定による退職手当の支給
 を受けることができる者(第4項又は第5項の規定により退職手
 当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の
 日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)及び
 第6項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることがで
 きる者(第6項又は第7項の規定により退職手当の支給を受けた
 者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算
 して6箇月を経過していないものを含む。)について準用する。
 この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第4項から
 第6号まで」と、「雇用保険法第36条、第37条及び _____
 _____ 」とあるのは「雇用保険法 _____ 」と読み
 替えるものとする。

12～15 省略

を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定す
 る被保険者と、その者が退職の際従事していた県の事務を同法第
 5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2
 第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日
 後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の
 支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につ
 き同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができ
 る高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、
 同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給す
 る。

6～9 省略

10 第1項、第2項及び第4項から前項までに定めるもののほか、
 第1項又は第2項の規定による退職手当の支給を受けることがで
 きる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、雇用保険法
 第36条、第37条及び第56条の3から第59条までの規定に準じて人
 事委員会規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる
 給付を、退職手当として支給する。

(1)～(5) 省略

(6) 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動
 をする者については、広域求職活動費

11 前項の規定は、 _____

第6項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることがで
 きる者(これら _____ の規定により退職手当の支給を受けた
 者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算
 して6箇月を経過していないものを含む。)について準用する。
 この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第4項から
 第6号まで」と、「 _____ 第36条、第37条及び第56条の3か
 ら第59条まで」とあるのは「第56条の3から第59条まで」と読み
 替えるものとする。

12～15 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 退職職員(退職した愛媛県職員退職手当条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。))を
 いう。以下同じ。)であつて、退職職員が退職の際従事していた県の事務を雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する
 適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第
 1号に掲げる者に該当するものにつき、改正後の愛媛県職員退職手当条例(以下「新条例」という。)第10条第4項又は第5項の勤続期
 間を計算する場合における愛媛県職員退職手当条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間
 (雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)の施行の日(以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」と
 いう。)前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間)」と、同条第2項中
 「月数」とあるのは「月数(雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職
 した日の属する月までの月数(退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、0))」とする。

3 新条例第10条第10項(第6号に係る部分に限り、同条第11項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員であつて求職活動に
 伴いこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同号に規定する行為(当該行為に関し、改正前の愛媛県職員退職手当条例
 (以下「旧条例」という。)第10条第10項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を
 除く。)をしたもの(施行日前1年以内に旧条例第10条第4項又は第5項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた
 者であつて施行日以後に新条例第10条第4項から第7項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを
 除く。)について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する

広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 4 新条例第10条第11項において準用する同条第10項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する愛媛県職員退職手当条例第10条第10項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第10条第4項又は第5項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第10条第4項から第7項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する愛媛県職員退職手当条例第10条第10項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第53号

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員）</p> <p>第28条 省略</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3～5 省略</p> <p>（職員）</p> <p>第58条 省略</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3～5 省略</p> <p>（職員）</p> <p>第92条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>5 省略</p> <p>（職員）</p> <p>第100条 省略</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3～5 省略</p> <p>（職員）</p> <p>第111条 省略</p> <p>2 前項の職員は、法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>	<p>（職員）</p> <p>第28条 省略</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3～5 省略</p> <p>（職員）</p> <p>第58条 省略</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3～5 省略</p> <p>（職員）</p> <p>第92条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>5 省略</p> <p>（職員）</p> <p>第100条 省略</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3～5 省略</p> <p>（職員）</p> <p>第111条 省略</p> <p>2 前項の職員は、法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第54号

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県警察関係事務手数料条例（平成12年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）			別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1～28 省略			1～28 省略		
29 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施	運転免許試験手数料	(1) 大型自動車免許、 <u>中型自動車免許又は準中型自動車免許</u> に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ 省略 ウ 同項の規定の適用を受けない場合 4,400円（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>7,050円</u> ） (2)～(6) 省略	29 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施	運転免許試験手数料	(1) 大型自動車免許又は <u>中型自動車免許</u> に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ 省略 ウ 同項の規定の適用を受けない場合 4,400円（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>7,400円</u> ） (2)～(6) 省略
29の2 道路交通法第89条第3項の規定に基づく検査	検査手数料	(1) 大型自動車仮運転免許、 <u>中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許</u> を受けている者に対する検査 <u>4,050円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>6,700円</u> ） (2) 省略	29の2 道路交通法第89条第3項の規定に基づく検査	検査手数料	(1) 大型自動車仮運転免許又は <u>中型自動車仮運転免許</u> を受けている者に対する検査 <u>3,650円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>6,650円</u> ） (2) 省略
30～32 省略			30～32 省略		
32の2 道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する _____ 認知機能検査に従事しようとする者に対する講習	省略		32の2 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の認知機能検査に従事しようとする者に対する講習	省略	
32の3 道路交通法第97条の2第1項第3号イ、 <u>第101条の4第2項又は第101条の7第1項</u> の規定に基づく認知機能検査	省略		32の3 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項 _____ の規定に基づく認知機能検査	省略	

33 省略		
34 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査（以下「技能検定員審査」という。）	技能検定員審査手数料	(1) 大型自動車免許、 <u>中型自動車免許又は準中型自動車免許</u> に係る技能検定員審査 <u>23,100円</u> (2)~(4) 省略
35 省略		
36 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査（以下「教習指導員審査」という。）	教習指導員審査手数料	(1) 大型自動車免許、 <u>中型自動車免許又は準中型自動車免許</u> に係る教習指導員審査 <u>14,600円</u> (2)~(4) 省略
37 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施	再試験手数料	(1) <u>準中型自動車免許に係る再試験</u> <u>2,000円</u> （ <u>道路交通法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</u> にあつては、 <u>4,650円</u> ） (2) <u>普通自動車免許に係る再試験</u> <u>1,950円</u> （ <u>同項</u> _____ に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>2,850円</u> ） (3) 省略 (4) 省略
38~39 省略		
40 道路交通法第108条の2第1項各号に掲げる講習の実施	講習手数料	(1)~(3) 省略 (4) 同項第4号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 <u>ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習</u> （ <u>準中型自動車免許に係る講習</u> にあつては、 <u>普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。</u> ）講習1時間につき <u>4,100円</u> <u>イ 準中型自動車免許に係る講習</u> （ <u>普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。</u> ）講習1時間につき <u>3,400円</u> <u>ウ</u> 省略 (5)~(9) 省略

33 省略		
34 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査（以下「技能検定員審査」という。）	技能検定員審査手数料	(1) 大型自動車免許又は <u>中型自動車免許</u> _____ に係る技能検定員審査 <u>23,450円</u> (2)~(4) 省略
35 省略		
36 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査（以下「教習指導員審査」という。）	教習指導員審査手数料	(1) 大型自動車免許又は <u>中型自動車免許</u> _____ に係る教習指導員審査 <u>14,950円</u> (2)~(4) 省略
37 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施	再試験手数料	(1) <u>普通自動車免許に係る再試験</u> <u>1,950円</u> （ <u>道路交通法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</u> にあつては、 <u>2,850円</u> ） (2) 省略 (3) 省略
38~39 省略		
40 道路交通法第108条の2第1項各号に掲げる講習の実施	講習手数料	(1)~(3) 省略 (4) 同項第4号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 <u>ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習</u> 講習1時間につき <u>4,650円</u> <u>イ</u> 省略 (5)~(9) 省略

(10) 同項第10号に掲げる講習 次
 に掲げる講習の区分に応じ、そ
 れぞれ次に定める金額
ア 準中型自動車免許に係る講
 習 講習 1 時間につき2,150
 円
イ 省略
ウ 省略
エ 省略
オ 省略

(11) 省略

(12) 同法 第108条 の 2 第 1
 項第12号に掲げる講習 次に掲
 げる講習の区分に応じ、それぞ
 れ次に定める金額
ア 小型特殊自動車免許以外の
 第一種運転免許又は第二種運
 転免許を受けている者に対す
 る講習（同法第97条の 2 第 1
 項第 3 号 イ、第101条の 4 第
 2 項又は第101条の 7 第 4 項
 の規定により認知機能検査の
 結果に基づいて行うものを除
 く。） 4,650円
イ 小型特殊自動車免許以外の
 第一種運転免許又は第二種運
 転免許を受けている者に対す
 る講習（同法第97条の 2 第 1
 項第 3 号 イ又は第101条の 4
 第 2 項の規定により認知機能
 検査の結果に基づいて行うも
 のに限る。） 4,650円（当
 該認知機能検査の結果が道路
 交通法施行規則（昭和35年総
 理府令第60号）第39条の基準
 に該当するものによっては、
 7,550円）
ウ 小型特殊自動車免許以外の
 第一種運転免許又は第二種運
 転免許を受けている者に対す
 る講習（同法第101条の 7 第
 4 項の規定により認知機能検
 査の結果に基づいて行うもの
 に限る。） 5,650円
エ 小型特殊自動車免許のみを
 受けている者に対する講習
 （同法第97条の 2 第 1 項第 3
 号 イ、第101条の 4 第 2 項又
 は第101条の 7 第 4 項の規定
 により認知機能検査の結果に
 基づいて行うものを除く。）
 2,000円
オ 小型特殊自動車免許のみを

(10) 同項第10号に掲げる講習 次
 に掲げる講習の区分に応じ、そ
 れぞれ次に定める金額
ア 省略
イ 省略
ウ 省略
エ 省略

(11) 省略

(12) 道路交通法第108条の 2 第 1
 項第12号に掲げる講習 次に掲
 げる講習の区分に応じ、それぞ
 れ次に定める金額
ア 小型特殊自動車免許以外の
 第一種運転免許又は第二種運
 転免許を受けている者に対す
 る講習 5,600円（当該講習
 が同法第97条の 2 第 1 項第 3
 号 イ又は第101条の 4 第 2 項
 の規定により認知機能検査の
 結果に基づいて行うものであ
 る場合 によっては、5,200
 円）
イ 小型特殊自動車免許のみを
 受けている者に対する講習
 2,250円

		<p>受けている者に対する講習 (同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。) 2,000円(当該認知機能検査の結果が同府令第39条の基準に該当するものにあつては、4,300円)</p> <p>カ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 (同法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。) 2,400円</p>
		(13)・(14) 省略
41 道路交通法第108条の2第2項の規定に基づく講習の実施	特定任意講習手数料	<p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 同令第37条の6の2第1号に規定する講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 省略</p> <p>イ アに規定する者以外の者に対する講習 4,650円(道路交通法第101条の4第2項の規定に基づく認知機能検査の結果が道路交通法施行規則第39条の基準に該当するものにあつては、7,550円)</p>
42～64 省略		

備考

- 1 省略
- 2 この表の34の項(以下「別表34の項」という。)に掲げる技能検定員審査手数料の額は、技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、別表34の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表34の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	技能検定員審査手数料の額から減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	省略
	(2)～(4) 省略	
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	省略

		(13)・(14) 省略
41 道路交通法第108条の2第2項の規定に基づく講習の実施	特定任意講習手数料	<p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 同令第37条の6の2第1号に規定する講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 省略</p> <p>イ アに規定する者以外の者に対する講習 5,600円(免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が75歳以上のものに対する講習にあっては、5,200円)</p>
42～64 省略		

備考

- 1 省略
- 2 この表の34の項(以下「別表34の項」という。)に掲げる技能検定員審査手数料の額は、技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、別表34の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表34の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	技能検定員審査手数料の額から減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許 _____ に係る技能検定員審査	省略
	(2)～(4) 省略	
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許 _____ に係る技能検定員審査	省略

	(2)～(4) 省略	
3 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	(1) 大型自動車免許、 <u>中型自動車免許又は準中型自動車免許</u> に係る技能検定員審査	省略
	(2)・(3) 省略	
4 自動車教習所に関する法令についての知識	(1) 大型自動車免許、 <u>中型自動車免許又は準中型自動車免許</u> に係る技能検定員審査	省略
	(2)・(3) 省略	
5 技能検定の実施に関する知識	(1) 大型自動車免許、 <u>中型自動車免許又は準中型自動車免許</u> に係る技能検定員審査	省略
	(2)・(3) 省略	
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	(1) 大型自動車免許、 <u>中型自動車免許又は準中型自動車免許</u> に係る技能検定員審査	省略
	(2)～(4) 省略	
7 省略		

備考

- 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表34の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,450円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については850円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,100円を減ずるものとする。
- 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項の右欄に定めるところによるほか、別表34の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については550円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については350円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円を減ずるものとする。

3 この表の36の項（以下「別表36の項」という。）の教習指導員審査手数料の額は、教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、別表36の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、そ

	(2)～(4) 省略	
3 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	(1) 大型自動車免許又は <u>中型自動車免許</u> に係る技能検定員審査	省略
	(2)・(3) 省略	
4 自動車教習所に関する法令についての知識	(1) 大型自動車免許又は <u>中型自動車免許</u> に係る技能検定員審査	省略
	(2)・(3) 省略	
5 技能検定の実施に関する知識	(1) 大型自動車免許又は <u>中型自動車免許</u> に係る技能検定員審査	省略
	(2)・(3) 省略	
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	(1) 大型自動車免許又は <u>中型自動車免許</u> に係る技能検定員審査	省略
	(2)～(4) 省略	
7 省略		

備考

- 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表34の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,800円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については850円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,100円を減ずるものとする。
- 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項の右欄に定めるところによるほか、別表34の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については550円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については350円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円を減ずるものとする。

3 この表の36の項（以下「別表36の項」という。）の教習指導員審査手数料の額は、教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、別表36の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、そ

それぞれ別表36の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	教習指導員 審査手数料 の額から減 ずる額
1 教習指導員 として必要な 自動車の運転 技能	(1) 大型自動車免許、 <u>中型自動車免許又は準中型自動車免許</u> に係る教習指導員審査	省略
	(2)～(4) 省略	
2 技能教習に 必要な教習の 技能	(1) 大型自動車免許、 <u>中型自動車免許又は準中型自動車免許</u> に係る教習指導員審査	省略
	(2)～(4) 省略	
3 学科教習に 必要な教習の 技能	(1) 大型自動車免許、 <u>中型自動車免許又は準中型自動車免許</u> に係る教習指導員審査	省略
	(2)・(3) 省略	
4 道路交通法 第108条の28 第4項に規定 する教則の内 容となっている 事項その他 自動車の運転 に関する知識	(1) 大型自動車免許、 <u>中型自動車免許又は準中型自動車免許</u> に係る教習指導員審査	省略
	(2)・(3) 省略	
5 自動車教習 所に関する法 令についての 知識	(1) 大型自動車免許、 <u>中型自動車免許又は準中型自動車免許</u> に係る教習指導員審査	省略
	(2)・(3) 省略	
6 教習指導員 として必要な 教育について の知識	(1) 大型自動車免許、 <u>中型自動車免許又は準中型自動車免許</u> に係る教習指導員審査	省略
	(2)・(3) 省略	
7 省略		

備考

1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表36の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,500円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円

それぞれ別表36の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	教習指導員 審査手数料 の額から減 ずる額
1 教習指導員 として必要な 自動車の運転 技能	(1) 大型自動車免許 <u>又は中型自動車免許</u> _____ に係る教習指導員審査	省略
	(2)～(4) 省略	
2 技能教習に 必要な教習の 技能	(1) 大型自動車免許 <u>又は中型自動車免許</u> _____ に係る教習指導員審査	省略
	(2)～(4) 省略	
3 学科教習に 必要な教習の 技能	(1) 大型自動車免許 <u>又は中型自動車免許</u> _____ に係る教習指導員審査	省略
	(2)・(3) 省略	
4 道路交通法 第108条の28 第4項に規定 する教則の内 容となっている 事項その他 自動車の運転 に関する知識	(1) 大型自動車免許 <u>又は中型自動車免許</u> _____ に係る教習指導員審査	省略
	(2)・(3) 省略	
5 自動車教習 所に関する法 令についての 知識	(1) 大型自動車免許 <u>又は中型自動車免許</u> _____ に係る教習指導員審査	省略
	(2)・(3) 省略	
6 教習指導員 として必要な 教育について の知識	(1) 大型自動車免許 <u>又は中型自動車免許</u> _____ に係る教習指導員審査	省略
	(2)・(3) 省略	
7 省略		

備考

1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表36の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許 _____ に係る教習指導員審査については2,850円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円

を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については3,150円を減ずるものとする。

- 2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、4の項及び5の項の右欄に定めるところによるほか、別表36の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については250円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については100円を減ずるものとする。

を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については3,150円を減ずるものとする。

- 2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、4の項及び5の項の右欄に定めるところによるほか、別表36の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については250円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については100円を減ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年3月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第258号)附則第6条第1項各号のいずれかに該当する者(道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)附則第2条第2号に規定する限定が解除された者を除く。)に対する改正後の愛媛県警察関係事務手数料条例(以下「新条例」という。)別表37の項及び40の項の規定の適用については、同表37の項金額の欄中「2,000円」とあるのは「1,950円」と、「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)による改正前の道路交通法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「4,650円」とあるのは「2,850円」と、同表40の項金額の欄中「2,150円」とあるのは「2,050円」とする。
- 3 道路交通法(昭和35年法律第105号)第101条第1項の更新期間が満了する日(同法第101条の2第1項の規定による運転免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日)における年齢が70歳以上の者であつて、当該日がこの条例の施行の日から起算して6月を経過した日前であるものに対する同法第101条の4第1項の規定により行われる講習及び新条例別表41の項金額の欄⁽³⁾イに掲げる講習に係る講習手数料については、同表40の項及び41の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。